

## 教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和元年 11 月 19 日
開会時刻	午後 1 時 58 分
閉会時刻	午後 3 時 40 分
出席委員名	◎浜口和久    ○辻 孝記    宮崎 誠    久保 真
	楠木宏彦    野崎隆太    福井輝夫    藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 第 3 期伊勢市環境基本計画（案）について
	2 喫煙対策について
	3 学校給食費の値上げについて
	4 第 3 次伊勢市総合計画の進行管理について
	5 第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
	6 おおぞら児童園の移転整備について《報告案件》
	7 伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定について《報告案件》
	8 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について《報告案件》
	9 学校水泳民間プール施設活用事業について《報告案件》
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長、 学校教育課副参事
	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、健康課長
	こども発達支援室長、障がい福祉課長
	総務部長、総務部参事
	情報戦略局長、情報戦略局参事
	小俣総合支所長兼生活福祉課長、小俣総合支所生活福祉課副参事
	その他関係参与

## **協議経過**

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「第3期伊勢市環境基本計画（案）について」外8件を協議した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後1時58分

### ◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【第3期伊勢市環境基本計画（案）について】**

### ◎浜口和久委員長

それでは、「第3期伊勢市環境基本計画（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育長。

### ●北村教育長

本日はお忙しいところ、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、「第3期伊勢市環境基本計画（案）について」の外、報告案件も含めまして全部で9件でございます。それでは協議案件の順番に従いまして、所管課から説明いたしますのでよろしく御協議のほどお願いいたします。

### ◎浜口和久委員長

環境課長。

### ●森本環境課長

説明させていただきます。まず、説明に入らせていただく前に資料の訂正をお願いします。資料1-3の伊勢市環境基本計画（案）の表紙を1枚めくっていただいた目次の第4章、分野横断的取組の右手、ページ番号が表記されている部分に36ページが七つ並んでおりますが、正しくは上から五つ目、36ページが37ページ、六つ目38ページ、七つ目が39ページとなります。以上につきましてお手数をおかけしますが、訂正をよろしくお願ひいた

します。

◎浜口和久委員長

ちょっと待ってください。皆さんわかりますか。第4章の分野横断的取組が36ページがずっと並んでおるもんで、分野横断的取組の1の公共交通が37ページ、食品ロスが38ページ、地産地消が39ページということです。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

それでは、説明を続けてください。

●森本環境課長

すみませんでした。それでは、「第3期伊勢市環境基本計画（案）について」御説明申し上げます。資料1-1をごらんください。「1. 目的」をごらんください。環境基本計画は伊勢市環境基本条例第8条に基づき定める計画となっております。計画期間については、第1期が平成22年度から平成26年度、第2期は平成27年度から平成31年度となっております。今回策定しようとする第3期計画は令和2年度から令和11年度の10カ年の計画として策定しようとするものです。

「2. 経過」をごらんください。本計画の策定については、平成31年2月13日開催の教育民生委員協議会において計画の策定方針について御協議いただいたところであり、その後、伊勢市環境審議会に諮問を行い、7月19日、9月6日、10月24日と計3回の審議をいただき、計画（案）がまとまりましたので、本計画（案）についてパブリックコメントを実施しようとするものです。

「3. 計画概要」をごらんください。本計画（案）については、第1章から第5章の五つの章で構成しております。各章の詳細につきましては、資料1-2「第3期伊勢市環境基本計画(案)概要版」に基づき説明をさせていただきますので、資料1-2「第3期伊勢市環境基本計画(案)概要版」をごらんください。

1ページ、「第1章 計画の基本的な考え方」をごらんください。本計画は、伊勢市環境基本条例に基づき、環境保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものであり、また、第3次伊勢市総合計画を上位計画とし、関連計画との整合を図り策定するものです。計画の期間については2020年度から2029年度の10年間とし、必要に応じて見直しを行うこととしております。

「第2章 めざす環境像及び基本目標」をごらんください。めざす環境像については、自然、歴史、文化を継承するとともに、新たな魅力、活力を創造するという考えから「継承と創造 環境文化都市 伊勢」としました。また、その実現のために環境施策の全てに共通する考え方として三つの基本方針、また環境分野別の柱及び分野横断の柱として五つの基本目標を設定しております。

2ページ、「第3章 施策の展開」をごらんください。本計画（案）においては、新たに二つの視点をもとに施策推進を図ることとしております。1点目は地域的な環境保全にとどまらず国際的な目標達成にも貢献する持続可能な開発目標SDGsという視点。2点

目は環境分野の取り組みが産業、福祉、防災、教育等さまざまな分野を横断して便益をもたらすコベネフィットという視点となります。

下の施策体系をごらんください。先ほど御説明した五つの基本目標をもとに、施策の方向性及び施策を示したものとなります。

次に、3ページをごらんください。各基本目標の概略を記載しております。基本目標1については、今回内包することとしている地球温暖化防止実行計画となっており、市の事務事業における温室効果ガスの削減計画でもある事務事業編と、伊勢市区域における温室効果ガスの削減計画である区域施策編について定めております。

また、基本目標2は循環型社会について、基本目標3は自然環境について、基本目標4は生活環境について、基本目標5は地域づくり・人づくり等全体にかかわる基盤関係について記載しております。計画（案）本編においては、各基本目標について、現状と課題、目標達成ための市の施策、また市民・事業者に期待する役割を記載しております。

次に、4ページ、「第4章 分野横断的取組」をごらんください。分野横断的取組は、先ほど説明しましたコベネフィットの象徴的な事業として他の事業を先導する事業として設定しております。五つの基本目標ごとに一つずつ、公共交通の利用促進、食品ロスの削減、地産地消の推進、空き家等対策の推進、環境学習・教育活動の推進の五つとなっております。

「第5章 計画の推進」をごらんください。計画の推進に当たっては市民・事業者等との連携を図ることとし、また、P D C Aサイクルに基づく見直しを行い、継続的な改善を図ることとしております。以上で計画概要の説明を終わります。

資料1-1にお戻りください。「4. パブリックコメントの実施（予定）」をごらんください。今回作成しました計画（案）に対して、パブリックコメントを実施したいと考えております。期間については、12月16日月曜日から来年1月15日水曜日までの予定としております。縦覧場所は、記載の施設とホームページとなります。

「5. 今後のスケジュール（予定）」をごらんください。今後のスケジュールにつきましては、パブリックコメントの実施後、計画（案）の修正検討を行い、1月末に環境審議会に答申をいただき、2月の教育民生委員協議会において計画の最終案を報告させていただきたいと考えております。

以上、第3期伊勢市環境基本計画（案）についての御説明となります。御協議のほどよろしく申し上げます。

#### ◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

野崎委員。

#### ○野崎隆太委員

数点お聞かせをください。まず今回、第3期の伊勢市環境基本計画（案）というのを出していただいたんですけれども、資料を見せていただきますといろんなところにSDGsの話が出てきます。まず最初にSDGsが何であって、なぜ今回環境生活部でSDGsがここまで採用されたのか教えてください。

◎浜口和久委員長  
環境課長。

●森本環境課長

質問にお答えします。持続可能な開発目標SDGsの考え方を採用させていただいたのは、分野横断的取組として五つの基本目標というのを設定させていただいたんですけれども、環境に関係ない事業であっても資源を有効に使っている低炭素とか、そういった実は環境によいという効果も持ち合わせておりますので、そういった気づきの点を与えるということもこの計画の一つとして取り入れさせていただきました。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

SDGsは持続可能な社会開発目標なので、別に環境分野の自然をよくしようとか、そういう話ではないというのは理解をしてもらっていると思うんですけれども、何で今回環境生活部がSDGsをこうやって中心に持ってきたのかということやちょっと議論をしたんですけれども、SDGsの音頭をこれからとられるのは環境生活部ということなのか、それとも情報戦略局なのか、そのあたりも含めて今、庁内ではどんな議論がされているのか教えてください。

◎浜口和久委員長  
環境課長。

●森本環境課長

音頭と言いますか、そういった視点も持ちながら事業を進めていくということで、国の第5次の環境基本計画にも掲げられているんですけれども、一つの取り組みがほかにも相乗的に効果を示すとかという考え方をもとに一応取り入れさせていただきました。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

正直な話をしますとSDGsを本当に理解しているのかがちょっと疑問がございます。例えば先進の都市の富山であるとか金沢であるとか、この間、僕らが行ってきた取手市なんかもそうですけれども、まちの至るところにそもそもSDGsのシンボルが看板の中に取り入れられたり、僕きょうバッジつけていますけれども、これ365日ほぼ僕らはつけているんですけれども、特にバッジもつけずにこの委員会室に入られていますけれども、この持続可能な社会開発目標というのが今、国とか世界の中でどういう立ち位置なのかとい

うのが、ひょっとすると市の皆さんは理解をしていないのかなと思っています。

というのもこれに出てきているだけで、きょう、残りの資料を見たときに、残りに入っているわけでもないの、あえて聞かせていただいたのは全庁的にやる気があるのかどうなのかというのが僕にはちょっと見えないので、環境生活部がこれの音頭をとるのかどうなのかというのをあえて確認をさせていただいたんですけれども、そのあたりもう一度、庁内ではどんな話がされているのか、このSDGsというのを中心に政策の根本に据えていく気があるのか、それともこの計画のためだけに、言うならこの計画だけで使っている話なのか、ちょっともう一回御答弁いただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

ただいまのSDGsの野崎委員の御質問にお答えいたします。SDGsにつきましては、以前も吉井議員のほうから御質問いただきまして、全庁的な課題であるというふうに捉えて御答弁をそのとき申し上げました。課題というふうに捉えておる中で、なかなか正直、庁内での調整は進んでいないというのは事実でございますけれども、例えばこのあと御議論いただきますまち・ひと・しごと創生の中でも志摩市様がこの地域ではSDGsの未来都市の採択を受けられまして、その中では連携してSDGsの取り組みをしていかないかということ、総合戦略の中にその旨も記載をさせていただいたところがございますので、取り組みの状況、あるいはその推進の体制のほうはまだきちっと整っておりませんが、全庁的に取り組んでいく課題だというふうに認識しておりますので、今後その方向で進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。ぱっと見、これざっと資料を見たときに、SDGsの17の中の1番と5番と16番に関してはここの資料の中には出てこないの、ほかの担当課で多分その分野には取り組むんだという認識ではいるんですけれども、そのあたり誰がこのSDGsの一番の担当部署なのかということも理解をしながら、その下にこの環境基本計画があるんだというのをわかりやすく御答弁でいただけたらよかったかなと思っております。

その中でちょっとお伺いしたいんですけれども、今回のこの環境基本計画（案）というのは基本的にはどこか委託業者があつて業者さんに作成してもらったものなんですか、それとも一からつくられたものかだけ教えてください。

◎浜口和久委員長

環境課長。

●森本環境課長

業者委託で作成をいたしました。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。業者さんの委託ということで、市のいろんな課題を挙げて、多分見ていただいたのかなと思うんですけども、その中でちょっと幾つかお伺いしたいんですけども、18ページの中に市の事務事業における地球温暖化対策というのがあるんですけども、これ結構いろんなことが書いてあるんですけども、公用車の削減のところにノーマイカーデーというのがちょっと書いてあります。これは、この話の後ろのほうを読んでいくと、公共交通機関をなるべく使っていきましようみたいな話もあるんですけども、そもそも市の職員が自家用車での通勤をやめるというような議論につながるような話がここには書いてあると思うんですけども、そのあたりって今、どれぐらいの割合で自家用車を使っていて、どういう形でこれから抑制していくのかというのを議論がなされた上でこの資料が出てきているのか教えてほしいんですけども。

◎浜口和久委員長

環境課長。

●森本環境課長

ノーマイカーデーにつきましては、毎月庁内に呼びかけて推進させてというか、呼びかけてそのように曜日を設けて実行しているわけなんですけれども、ただ強制力というのはありませんので、職員の意識の中でしていただけるということで一応今は取り組んでいます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

おっしゃるとおりで今、強制力がないので、今回この計画を新たにつくるに当たって、これから自家用車の通勤をやめましようという方向で持っていくのかどうなのかを今、お伺いをしているんですけども、教えていただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長

環境課長。

●森本環境課長

ここに記載させていただいたので、これからはそのように推進は進めていきたいんです

けれども、全庁的に車を使わないとか、そこまでは今のところ考えておりません。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

何を申したいかと言いますと、持続可能な社会をつくる開発目標というのを掲げて、この後ろのほうには市民の責務であるとか、CSRとして企業に求めるものがあるんですけども、今の御答弁からすると市は別にどっちでもいいけれども、市民はやってくれという話になりかねないんじゃないかと思うんですけども、さっきの御答弁でいいのかちょっと僕は疑問があります。強制力もないし、市役所の職員には求めないけれども、外にはやってくれというそんな計画が通るのかというのは、ちょっと疑問があります。

もう一点、ここの中に会議の配布資料の話もあって、タブレット端末の使用やペーパーレス化に努めますというような話もあるんですけども、これは今見てもらったらわかるとおり、我々の会議は数多くの紙資料を使っております。当然議会の中でもペーパーレス化の議論をしている最中ではあるんですけども、そのあたりこれから議会に対して求めていく方向としてここに記載をされているのか、それともそのあたりのことは何も考えずにここに書いてあるのか、そこもちょっと御答弁をいただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長  
環境課長。

●森本環境課長

今回掲げさせていただいた事業につきましては、実際各課で取り組んでいる事業というのを挙げさせていただきました。今後そういった整備も必要になってくるんですけども、そういった整備が整えば、全てそういった形のペーパーレス化を推進していきたいと考えております。

◎浜口和久委員長  
環境生活部長。

●藤本環境生活部長

この計画のほうに挙げさせていただいたものにつきましては、この方向へ進めていきたいということで挙げさせていただいております。先ほど課長のほうが申しましたけれども、環境というのは当然そうでございます。そういう環境が整えられればペーパーレス化、タブレット化というのでも進んでくる方向だと思っております。この計画に載せさせていただいている部分については、先ほども言いましたように、そういう方向で進めていきたいということでございます。

すみません、もう一つ、車の自家用車のノーマイカーデーにつきましてもその方向で考えております。違う交通手段、そういうものができたらそちらに乗り換えていただく



ということでございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

せっかく御答弁をいただいたんですけれども、僕はノーマイカーデーの話をしているのではなくて、ノーマイカーデーはノーマイカーデーであるので、それはやってもらうのは当然なのかもしれませんが、そもそもの通勤手段として自家用車を認めないという方向でいけばこれの目標達成にもっと近づくのに、何でそういう記載がないのかという話をしたいんであって、どちらかといえばその日ノーマイカーデーを推奨しますなんて緩い話じゃなくて、今後自家用車での通勤は認めない、公共交通機関もしくは自転車での通勤を市役所の職員を中心に促していく、もしくは通勤費に関してちょっと見直しをしていくとか、そういうことを記載していけばもっと進むのに、そこまでの意思がないのかあるのかということを確認をしているだけなので、これはあくまでも市の事務の話なので、それぐらい行政側がそういう姿勢で出てくれば、後ろのCSRであるとか市民の責務であるとか、そういったことがより効果的に出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味で、先ほどのこの議会の中でも紙資料じゃなくて、そういう方向に持っていきたいので一緒にやりませんかと言ってもらったら、恐らく議会は一緒に議論していきましようとなると思うので、そういうことも含めて、より強い改革の姿勢をこの資料の中で示してもいいんじゃないかなと思っております。

その一方、さっき言った公共交通機関の話がいっぱい載っているんで、じゃあ市役所の職員も自家用車の通勤をやめたらいいやんという、そういう話なので、どちらかといえば、このノーマイカーデーに限った話をしているつもりはございませんので、そのあたりも含めて、今回教民なので、自家用車の通勤をどうしていくかということも本来は議論の対象じゃないかというのだけ意見として言わせていただきます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

辻副委員長。

○辻孝記副委員長

すみません、もう少しだけ聞かせていただきます。今回、環境基本計画策定の関係で始まりました第2期のときはこういう冊子になっています。今回は先ほど議論がありましたようにSDGsが的になって、しっかりと変わってきたなというふうに思っております。反対に私はよくでき上がってきたなと思っておりますし、今回10年計画を策定するという形になっておりますが、これを10年にしたということは、途中5年ごとの見直しという形というのはもうとらないということでもいいんですか。

◎浜口和久委員長  
環境課長。

●森本環境課長

5年間で一応見直しをする計画であります。5年後には計画の見直しをする予定であります。

◎浜口和久委員長  
辻副委員長。

○辻孝記副委員長

わかりました。それと、この概要版のほうを見せていただきますと、2ページにはそのSDGsの視点と、それからコベネフィットの視点というふうなことで書いてもらっております。コベネフィットということで、ここにも説明書いてもらっていますが、一つの活動がさまざまな利益につながるということというふうに書いてもらっていますので、各視点がそれぞれ盛り込まれているというふうに理解しているんですけども、今回の計画のほうを見せていただきますと、それぞれの計画がさまざまな計画があるかと思いますが、例えば食品ロスであったりとか、そういうようなところはどこに計画があるのかとか、そういったことがこの中には示されていないというのがちょっとありますので、その関連性をですね、主な取り組みのことを書いてもらっておりますので、そのところがわかりやすいようにどの計画に入っているんだということがわかるような形の書き方というのが必要じゃないかなというふうに思っておりますが、その辺のことはどうお考えでしょうか。

◎浜口和久委員長  
環境課長。

●森本環境課長

委員仰せの御意見というのは、今後は審議会等またありますので諮らせていただいて、あと庁内調整も含め整理をしていきたいと思っておりますので、御理解していただきたいと思っております。

◎浜口和久委員長  
辻副委員長。

○辻孝記副委員長

あともう一点だけですが、コベネフィットの関係ではその辺の計画云々も含めて、いろんな計画があるのはよくわかっていますが、書いていない。いかななものかというのもあるかわかりませんが、しっかりとその辺市民がこれを見たときにわかりやすいような形、庁内は多分皆さんわかっているからいいかわかりませんが、市民にも目が触れる部分なので、市民がわかりやすい形をつくっていただきたいと、総合計画なんかは全部

その関連の計画のことが載っておりましたので、その辺のところはいいかと思っておりますが、今回これにはちょっと載っていないというのがちょっと残念だなというふうに思っていますので、改善する必要があるかというふうに思っております。

せっかく今回パブコメをやっていただくことになりますので、その辺も含めたことがもし可能であればやっていただけたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。結構です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【喫煙対策について】

◎浜口和久委員長

次に、「喫煙対策について」御協議をお願いいたします。

当局からの説明をお願いします。

環境生活部参事。

### ●出口環境生活部参事

それでは、「喫煙対策について」御説明させていただきます。資料2-1をごらんください。まず、「1 経過」でございますが、令和元年8月27日に教育民生委員会で御審議をいただき、その後令和元年9月から10月にかけてパブリックコメントを実施し、それぞれの意見を受けて第3回路上喫煙対策審議会を開催し審議をいただき、路上喫煙対策審議会から答申を受けました。

次に、「2 パブリックコメントの実施結果」でございますが、(5)の意見募集の結果のとおり、11名33件の御意見をいただきました。(6)の意見内容と市の考えにつきましては、資料2-2に記載しておりますので後ほど御高覧いただきたいと思います。寄せられた意見につきましては、主な意見としましては、喫煙所に関する意見が最も多く、次いで受動喫煙、健康被害に関する意見、罰則や過料について、また路上喫煙禁止エリアについての意見などがございました。

「3 伊勢市路上喫煙対策審議会による答申」でございますが、資料2-3をごらんください。現行の伊勢市を美しくする条例の目的であります、容器等及び吸い殻等の投棄の防止の規定に、たばこの火による火傷の防止などを加え、清潔で美しいまちづくりの推進及び公共場所での喫煙による被害の防止を図り、もって市民の快適でかつ安全で安心な生活環境を確保することを目的とし、1、路上喫煙禁止の区域につきましては、パブリックコメントの掲載案のとおり、観光客など人通りの多い区域の中で市の駅前広場、主要道路などの一部を対象としております。

2の伊勢市を美しくする条例の改正(案)につきましては、資料2-3の4ページをご

らんください。パブリックコメントの後の変更としましては、まず、4の市民等の責務といたしまして、「市民等は、家庭の内外を問わず、自らの生活において生じさせる容器等及び吸い殻等を適正に処理すること」に改め、5の路上喫煙防止としまして、「何人も携帯用吸い殻入れを使用することと合わせて、歩行中又は自転車乗車中の路上喫煙をしないこと」を新たに加えたものでございます。8の禁止区域における路上喫煙の禁止につきましては、ただしからの部分を削除しました。

再度、2-1をごらんください。今後の予定でございますが、12月定例会に伊勢市を美しくする条例の一部改正を提出し、令和2年1月には新たに設けます路上喫煙禁止区域の告示を行い、2月には第4回路上喫煙対策審議会を開催し、路上喫煙禁止区域に関する案内看板などのデザインについての意見を伺います。条例改正から半年程度の周知期間を持ちまして、令和2年7月以降に実施をしたいと考えております。

以上、喫煙対策につきまして御説明させていただきました。何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

野崎委員。

#### ○野崎隆太委員

まずですね、ちょっとお伺いしたいんですけれども、この件に関しては私も委員会で意見をさせていただきました。それから一般質問でも意見があった。パブリックコメントでも意見があった。どれについても採用されることはない、それは過料にしてもそう、それから範囲にしてもそう、携帯灰皿の携行もやめたらどうかと、そもそも趣旨が受動喫煙防止法の観点を入れるべきじゃないかと。全てにおいて採用はしておりません。

委員会での意見と一般質問とこのパブリックコメントの意見がそれぞれ取るに足らないというのはその形で構いません。だけれども、そうじゃないというのなら、どういうつもりでパブリックコメントをして、どういうつもりで委員会の意見を聞いて、どういうつもりで一般質問の話を聞いているのか、ちょっと御答弁をください。

#### ◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

#### ●出口環境生活部参事

まず、一般質問の中での御意見でありましたけれども、区域の話でまず受動喫煙の話が出てきておりましたけれども、多くの方がポイ捨てをする、歩きたばこによる環境でありますとか、たばこの火による未然防止をすることによりまして、二次的、副次的に受動喫煙の防止が対策として講じられるということの部分が議会でも話をさせていただきました。それと範囲でございますけれども、あくまでも努力義務ではございますけれども、エリア外においてもたばこを吸わないということの次に掲げる、路上喫煙をしないように努めますということで、路上喫煙禁止区域以外でも、携帯灰皿を使用する場合は携帯灰皿を使用

しないで止まってするとか、歩行中は吸わないということも入れさせていただいております。パブリックコメントにつきましても、あくまでもこれにつきましては、当初の目的とか、御意見をいただいておりますけれども、ポイ捨て禁止と路上喫煙区域の禁止ということで進めさせていただきたいと、まずそこから始めたいということで考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

始めたいとかじゃなしに、それでやるなという話を書いてあるんじゃないですか、これ。そもそも受動喫煙防止法の観点から考えたときにおかしいと。そういうふうなパブリックコメントですよ、これ。もっと受動喫煙防止の観点を取り入れてくれと言ったら、そんな必要はないと書いてあるんですよ、この回答。うちはこういう姿勢でやっていますものと、その趣旨がおかしいという形で書いてあるんですよ。

一般質問でも過料を求められましたよね。委員会でも過料を求められて、パブリックコメントでも過料をつけろという意見がある中で、その過料に関しては今御答弁なかったですけども、取らないという話をするのは、これは何のためにパブリックコメントをしておるんですか。何のために協議会を開いておるんですか。採用する気がないなら最初からパブリックコメントせえへんなんだらいいんじゃないですか。委員会の意見も聞く気がないなら聞く気がないで結構ですけども、そういう形でいいのかちょっと僕は疑問があるんですけども、パブリックコメントの意見は採用、今後もしないとか、やったらそれでいいという話なんですか、これ。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

すみません。意見につきましては、今後検討していきたい部分でございます。まずはポイ捨てと路上喫煙に関してやっていきたいという考え方の中で、意見としてはいただいておりますので、今後審議会の中で検討していきたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

パブリックコメントは、この条例改正に関する意見で今後検討していききたいと、市全体としてそういう扱いで合っているんですか。条例改正に当たっての意見でいただいたパブリックコメントは、今後検討していくための材料にするというので合っているんですか。市全体のそれは統一見解でそれでいいんですか。

◎浜口和久委員長  
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

受動喫煙に関しましては、健康増進法とかいろいろなことがございますので、そのときも話をさせていただきましたけれども、今回につきましては最初の答申なりいろいろな部分がありまして、先ほど御答弁させてもらったとおり、たばこのポイ捨てと路上喫煙の禁止という形で進めていきたいということで、御意見は御意見として承りましたので、その形で進めていきたいと考えております。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

僕はパブリックコメントの統一見解を聞いているんであって、そんな話は悪いけれども聞いていないんですわ。パブリックコメントの市としての統一見解で、いただいた意見はこれから検討していくというような形でパブリックコメントは扱うんですか。それとも条例改正に関する意見は、そのとき条例改正をこの条例に対してどうするのかというような話で扱うのかどっちなんですかと、今聞いているんです。別にこの条例だけの話をしているんじゃないかと、さっき言った市の統一見解でそれでよろしいかと聞いているので、もう一度御答弁をいただけますか。この場に今答えられる方がいるかわかりませんが。

◎浜口和久委員長  
総務部参事。

●中川総務部参事

すみません。全体のことで私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。委員おっしゃっていただいたように、パブリックコメントについては広く意見を募集させていただいて、当然参考にさせていただいて、私どもが気づいていない部分についての御指摘いただいたものについては当然取り入れさせていただく、このように考えております。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。今おっしゃっていただいたとおりで、今後のなんていう話ではない、まず。もう何を言っているのかわからない。パブリックコメントの意味を理解していないでやっているんじゃないかというのが、ちょっと本音です。

もう一つよろしいですか。いっぱいここに書いてあるんですけども、そもそもこのパブ

リックコメントの2番にしても4番にしても、喫煙をやめさせてほしいというような話で質問が来ていると思うんです。4番、公金で灰皿や喫煙所を設置するべきではないと、禁止するべきと。これに対して、携帯灰皿につきましてもポイ捨での観点からは必要なものと考えておりますというような回答なんですけれども、大変丁寧じゃない回答だと僕は思います。というのも、そもそも質問で求められているのは、公金を使って喫煙所とかを設置するんじゃなくて禁煙の方向へ持っていけという話をしているのに、それに対して携帯灰皿がどうのこうのと、これ答えがちよっとおかしい。それから5番に関しても、下のほうで、非喫煙者に対しては喫煙所や喫煙者に近づかないなどの啓発を引き続き行ってまいりますと書いてあるんですけれども、受動喫煙防止法のそもそもの観点は、非喫煙者が喫煙者に対して配慮するという話でこれは合っていますか、御答弁いただけますか。絶対にできないと思いますけれども。非喫煙者の配慮義務なんてありましたか。教えてください。

◎浜口和久委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時34分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康課長。

●浦田健康課長

ただいまの御質問について答弁させていただきます。ここには受動喫煙の防止に向けての啓発のことを記載させていただいておりまして、喫煙する方には配慮義務とマナーの向上、それから非喫煙者に関しましても、啓発という部分で喫煙所とか喫煙者に近づかないような啓発をしましょうというようなことを行っていきますということを書かせていただきました。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

そもそも受動喫煙防止法の観点は喫煙者から非喫煙者への配慮であって、非喫煙者に何かを求めるものではないはずですよね。未成年に対して喫煙所に入らないとか、そういった努力義務は課せられるにしても、非喫煙者に何かしらの行動をとってくださいというような話をするものではないんじゃないかと思っております。

それから、そのもうちょっと上の、屋外における喫煙者や喫煙場所からの距離と受動喫煙という、この科学的にも明らかになっておりませんという一文があるんですけれども、これは政府見解によりますと、受動喫煙そのものに、受動喫煙の健康被害は明らかで、J

Tの受動喫煙の健康被害で明らかになっていないというのは承知しておるけれども採用することはできず、国際的な状況から見ても、受動喫煙は他者の健康に悪影響があるという前提で対策をとるとというのが、これは政府見解だと思うんですけども、厚生労働省の見解のはずなんですけれども、伊勢市で独自に違う見解を持っているデータがあるんですか。もしあれば教えていただきたいんですけども、何をもってこれを採用したのかをちょっと教えてください。

◎浜口和久委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時36分

再開 午後 2 時36分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康課長。

●浦田健康課長

ここに記載をさせていただいた事項につきましては、県のほうに照会を、問い合わせをかけまして、その見解を書かせていただいております。この距離、健康被害との関連、それからそれが科学的に明らかになっておりませんということは、喫煙者や喫煙場所からの距離とという関係で書かせていただいております。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと答弁が難しい。要するに、喫煙場所からの距離が何メートル離れたら健康被害がなくなるかというような答弁だったかなというふうに思うんですけども、そもそも受動喫煙防止法の観点というのは、望まない煙をそもそも吸わせないというのが観点なので、においがするかどうかというのは大前提にあるはずなんですよね。そのにおいがするんであれば国としては健康被害があると、だからそれを前提に対策をとっていくというような形なので、そもそもこのパブリックコメントで求められていることか、もしくは、この委員会の中で僕が言わせていただいた話も、要は受動喫煙の防止の観点というのが余りにも薄い。また、健康被害に対する意識も薄い。なので、このまま本当に条例改正をしていくのかという話をしているのであって、その中でこれだけパブリックコメント、皆様も御存じのとおり、ゼロとか1とか2とかいうのが多いパブリックコメントの中で、33という意見があったにもかかわらず、ほぼほぼそのまま条例が上がってきているというのは、ちょっと僕としては違和感を感じると思いますか、納得がしにくい。当然、委員会の中で言った意見も含めて非常に納得がしにくいものです。もう結構です。



◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に。

福井委員。

○福井輝夫委員

今、野崎委員のほうは、パブリックコメントについても全く受動喫煙について非常に厳しい意見を申してみえましたよね。このパブリックコメントの中でも全てが否定的な意見ではないですよ。喫煙所をわかるように設置してほしいとかいう意見もあれば、喫煙の場所がわかりにくいというようなものもあります。だから何か所かは、肯定的に言いながらももっと整備してほしいというような意見も出ています。

それでまた私としては、私はたばこは吸いません。吸いませんけれども、喫煙者の権利というのもあると思います。だから、全てが全て否定すべきものではないと私は思っております。

それで今、外国の話がされましたけれども、いろいろインターネットを調べても、外国、ヨーロッパ等も受動喫煙については非常に厳しい。屋内での喫煙は非常に厳しい。しかし、屋外での喫煙は非常にフリーです。日本の場合がまだ逆にきつ過ぎるぐらいじゃないかなというふうな、私は感覚を持っております。政府見解云々もおっしゃってましたけれども、やはり屋外で、先ほど市の当局もおっしゃったみたいに、吸っているところに近づかないというような感じの分では十分ではないかと思っております。

この中で12番のパブリックコメントの中で、伊勢市駅から動線上に喫煙所がわかる場所に案内看板などを設置してほしいというのがあります。今現在、コンビニのところに喫煙所があります。しかし、観光客があそこをほとんど知らずに通り抜けます。今の位置では余り意味がないように思います。これについて、今後も審議会等で協議しますとなっておりますので、それについてどのように今後進めていくのか、いつ頃かとか何かその辺がわかれば教えていただきたいと思っております。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

駅前につきましては、伊勢市駅前があれだと思いますけれども、去年の3月ですかね、駅前のところにも看板は設置をさせていただいております。時期はまだいつということはあるですけども、吸える場所というのがありますので、そこはわかりやすく表示をしていかなければいけないと思っておりますので、2月にも審議会を設けさせていただきますので、そこでも議論をさせてもらいたいと考えております。以上です。

◎浜口和久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

わかりました。その辺について再度申し上げますが、私はたばこを吸いませんけれども、やっぱり吸う人の権利、国で吸ったらいかんというふうな法律がない限りは、吸う人の権利もあるわけですから、その辺はやはり吸わない人の権利も守るような方向で進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。  
久保委員。

○久保真委員

ちょっと私のほうからもお聞かせ願いたいと思います。このパブリックコメントについて市の考えということで、担当環境生活部清掃課、または環境生活部環境課、健康福祉部健康課ということで、担当課三つお名前を連ねられていますけれども、この市の考えについてどのような方がまとめてされたのか、また伊勢市の環境審議会のメンバーというのはどのような方がみえるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

まとめさせていただきましたのは私の課です。清掃課のほうでまとめさせていただきました、審議会に諮らせていただいております。審議会のメンバーでございますけれども、大学の学識経験者1名と商店街連合の方1名、観光協会の方、あとは県の職員、もう1名が総連です。そういう形で構成させていただきました。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。福井委員のほうからはすごく喫煙者に対して寛容な御意見ありましたけれども、ちょっと私は考え方が違いまして、本当にもう煙が漂っているところを通過するだけで頭が痛くなるというたちですので、ぜひその受動喫煙については、もうぜひそういうものを禁止してもらいたいと思うほうの立場で意見を言わせてもらったんですけれども、その審議会の中で禁煙されている方はみえますか。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

● 出口環境生活部参事

確認はしておりませんが、1名の方が喫煙者で、あとは禁煙者ということで聞いております。

◎ 浜口和久委員長

久保委員。

○ 久保真委員

話を聞いていると、わかりませんがね、ヘビースモーカーの方が答えを出しているようなふうにはしか聞こえないんですよ。たばこをもくもくしてももうお構いなしというようにしか聞こえないので、ぜひですね、本当に受動喫煙だけじゃなく、第3次喫煙とかもいろいろあるので、ぜひその辺は考慮していただいて、これから考えていただきたいとぜひ思います。よろしくお願いします。

◎ 浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

中山議長。

○ 中山裕司議長

受動喫煙について、余り仮定の話はやめておきましょう。こうだからこうやとかいうあれじゃなしに。パブリックコメントにしましても、やっぱりそれぞれの皆さん方の考え方が主観で客観的なものじゃないので、それに対する当局側がそういう回答を出しておるわけですから、これはやっぱりそれでそれぞれの皆さん方が納得して、その再質問というのは、ほとんど来ないんでしょう。ないでしょう。

そうであるならば、その回答が一応意見者に対してコメントに対して満足しておるということで、全てのこれからのパブリックコメントについては、再質問、再々質問があればね、それは大きな問題になってくると思うんだけど、それが無い限りにおいては、一応それで住民も納得をしておるということになると思うので、今回の話を聞いておると受動喫煙に対する仮定、自分の思い、自分がこうだと思って、思っておる仮定の話がよう出てきたように思うので、その辺はこれからやっぱり注意して発言をしてもらったほうがいいなというふうに思いました。

◎ 浜口和久委員長

はい、わかりました。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

会議の途中ですが、午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時46分

再開 午後 2 時58分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 【学校給食費の値上げについて】

◎浜口和久委員長

次に、「学校給食費の値上げについて」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

学校教育課副参事。

●平生学校教育課副参事

「学校給食費の値上げについて」御説明させていただきます。この件につきましては、11月18日の教育委員会におきましてお諮りさせていただいたところでございます。給食費値上げの必要性に御理解いただき、令和2年4月分から値上げの方向で進めたいと考えており、それに向けての具体的なスケジュール等を整理しましたので、御協議願うものでございます。

お手元の資料を御高覧ください。まず、学校給食費の値上げの必要性についてでございますが、昨今の食材価格が変動する中で、子供たちに必要な栄養量等を確保した上で、質・量への満足感の充足、また、安全・安心な給食を提供するために、担当栄養教諭に創意工夫を凝らして献立の作成に努めてもらっているところでございます。しかしながら、食材の価格高騰が進む中で多様な食品を適切に組み合わせ、基準に沿ったバランスのとれた献立を作成するためには給食費の値上げが必要ということでございます。

次に、給食費についてでございますが、食材価格高騰の影響を踏まえ、令和2年4月分より給食費を表のとおり値上げをすることとし、それぞれおおむね200円ずつの値上げとさせていただこうと考えております。考え方といたしましては、改定額算定根拠にお示しのとおり、総務省が公表している2015年基準の食品全体の消費者物価指数における2018年の上昇幅が3.9%であるため、前回値上げ時からその上昇幅分を月額に上乗せし、百円未満を四捨五入したものを月額、また1食単価に端数があると欠食による返金の際に不具合が生じることもあるため、1食単価も定めた上で端数分を年度末に調整するというものでございます。スケジュールといたしましては、学校給食協会常任理事会、学校給食協会理事会を経て、教育委員会にも諮らせていただいております。また1月の早い段階には学校及び保護者への通知をさせていただきたいと考えております。

学校給食運営を安定させ、これからも安全・安心なおいしい給食を子供たちに食べていただくためにも、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、学校給食費の値上げについて御説明させていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

値上げをするという話ですけれども、これは基本的には受益者負担という考え方に基づくものだと思うんですけれども、私は6月議会でも質問させていただきましたけれども、本来義務教育というのは無償であるべきだと、給食も教育の一環だと考えればそこは無償であるべきだという考えを持っています。もちろん伊勢市にすぐにそれをしろという、できれば求めたいんですけども、なかなか難しいところもあるんですけども、国が教育財政のほうに十分な支出をしないと、そこが一番根本にある問題だと思うんですけれども、とはいいながら、やはり食材費が高騰という理由で値上げをするということには賛同できません。

やはり、市がそこで負担するとか考えながら、本来ならばやはり無償化とかの方向に進んでいくべきなので、まだ近辺の、これまでも指摘させていただきましたけれども、一部負担とか無償化とかそういうところもある中で、やはりこれは私の立場としては賛同できないということだけ申し上げて、質問してもしょうがないと思いますので、そういう話だけさせてください。

◎浜口和久委員長

他に御発言がありませんか。

中山議長。

○中山裕司議長

もしこれが今の話あったけれども、仮に受益者負担じゃなしに、仮定として伊勢市が仮にこれを負担したとしたら、金額的にどれだけ。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●平生学校教育課副参事

約児童生徒の人数が1万人となっておりますので、約2,200万円ほどを市が負担するということになります。

○中山裕司議長

2,200万円。

●平生学校教育課副参事

はい。

○中山裕司議長  
結構です。

◎浜口和久委員長  
よろしいですか。

●平生学校教育課副参事  
1年間という計算です。

○中山裕司議長  
月やったらえらいことになる。年間でしょう。200円の1万人。

◎浜口和久委員長  
総金額になるということですね。

●平生学校教育課副参事  
200円の値上げ分ですので、その値上げ分を市が負担することになります。

◎浜口和久委員長  
今質問は、給食費全体で幾らになるか。

●平生学校教育課副参事  
値上げ分だけです。

○中山裕司議長  
値上げ分だけが2,000万円ということ。

●平生学校教育課副参事  
はい。

◎浜口和久委員長  
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長  
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【第3次伊勢市総合計画の進行管理について】

◎浜口和久委員長  
次に、「第3次伊勢市総合計画の進行管理について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。  
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「第3次伊勢市総合計画の進行管理について」御説明を申し上げます。これは、昨年策定いたしました第3次伊勢市総合計画の平成30年度の事業結果等に係る各所属による自己評価及びこれを受けての総合計画審議会の答申内容について、その概要を御説明申し上げるものでございます。

資料の4-1をごらんください。こちらに記載のとおり、教育民生委員協議会の所管は、第2章教育、第3章環境及び第4章医療・健康・福祉でございます。

恐れ入ります、資料4-2をごらんください。なお、資料につきましては総合計画審議会に諮問した際の資料でございます。進行管理の目的でございますが、1に記載のとおり、市政を取り巻く社会的状況等の変化、またそれから考えられる課題、数値目標の達成状況を確認し、その結果を踏まえて次年度予算編成を行い、効果的な行政運営を進めることとしております。

「2 構成及び確認の考え方」でございますが、(1)基本計画の序章に係る確認として、計画策定時からの現状及び課題の変化を確認して、全般的に考慮すべき事項等を追記し、また、(2)基本計画の各章に係る確認として、各節単位で設定しております4年後の数値指標の進捗状況と今後の取り組みの方向性及びその根拠、考え方を確認いたしております。

まず、基本計画の序章に係る確認につきまして御説明を申し上げます。まちづくりの主要課題として資料の2ページの「子どもを産み育てやすい環境づくり」から5ページの「有形・無形の歴史的・文化的資産の継承と活用」、こちらまで七つの課題を設定しておりますが、全体的に大きな変化はございませんでした。ただし、5ページをごらんいただきますと、5ページの上段に「自然災害の備え」、記載しておりますが、この「自然災害の備え」において、昨年のおおのほ北部や北海道胆振東部地震、西日本豪雨などで、特に避難所運営及び被災者の生活再建に係る問題が見受けられたため、これらの教訓を十分に踏まえた大災害への備えをしておくことが重要としております。

それから申しわけございません、次に7ページをごらんいただきたいと存じます。こちらには、数値指標の達成度に係る担当課による自己評価結果の一覧表でございます。ごらんのとおりの33節で合計36の指標を設定しております。教育民生委員協議会所管の第2章教育から第4章医療・健康・福祉の各章の評価結果は記載のとおりですが、「進んでいない」のC評価は一つでございます。その内容につきましては、恐れ入りますが30ページをごらんください。第3章の環境の第3節環境教育において、レジ袋辞退率、こちらのほうが計画策定時の基準値を下回る結果となったというものでございます。

恐れ入りますが、22ページにお戻りいただきたいと思っております。各事業ごとの詳細な説明は割愛させていただきますが、このシートの構成について御説明を申し上げます。シート、これは節ごとに作成しております。上段は総合計画での位置付けや数値指標の基準値、目標値及び実績値の推移と進捗状況の評価、重要課題の成果指標の推移と重要課題へ取り組む主な事業を記載しております。破線を挟んでその下段の左側には前年度の進行管理での審議会での指摘事項、そしてその右側にはその対応状況、その下の一番下でございます。

けれども前年度の実績と見通し、それを根拠とした今後の取り組みの方向性を記載しております。また次ページには当該節の全事業を記載しております。

恐れ入りますが、資料4-3をごらんいただきたいと思います。これは、去る10月18日付の総合計画審議会の答申書の写しでございます。まちづくりの主要課題の確認等及び分野別計画に対する意見として御意見、御提案等をいただいております。

3ページをごらんください。第2章教育では、章の目指す姿の「郷土を愛し」という要素が含まれる伊勢らしさが目立つ取り組みについて、また教員の負担軽減、スポーツを活用した人口流出の防止や若者の定住促進、それから第3章環境では、太陽光発電の推進と景観の調和について、第4章医療・健康・福祉では夜間・土日、祝日の相談窓口の開設、子供の学習支援等事業の拡大、延長保育・病児・病後児保育など子供が病気になったときのサポートのさらなる充実などについて御意見等をいただいております。

今回の答申内容につきましては、今後の事業展開等に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について】

◎浜口和久委員長

次に、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について」御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」につきまして御説明申し上げたいと存じますが、申しわけございません、資料の訂正をお願いいたします。資料5-1裏面でございますが、6番目に第2期伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）となっておりますが、正しくは第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）、創生のほうが欠落しておりました。追記のほうをよろしくお願い申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、表面資料5-1をごらんいただきたいと思います。「1 背景」でございますが、平成27年度に策定いたしました「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、こちらが今年度で終了いたしますことから、国の次期総合戦略の基本方針に沿って策定するものでございます。国においては、人口維持のための長期ビジョンについては大きな変更をせず、また総合戦略については四つの基本目標は維持しつつ必要な強化を行い、新たな視



点に重点を置いて施策を推進するという枠組みが示され、同時に地方に対して、人口ビジョン、総合戦略を国の長期ビジョン・総合戦略を踏まえて、切れ目なく改定するということが求められたところがございます。

「2 基本方針」といたしましては、伊勢市人口ビジョンは、現状分析と時点修正を行い、また、伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第3次総合計画に掲げる内容を基本としつつ、国の基本方針を勘案し、国の総合戦略に対応する四つの基本目標は維持しながら、「関係人口の創出・拡大」、「女性、高齢者、障がい者、外国人等が共生するまちづくり」、そして「Society5.0の実現に向けた技術の活用」など、新たな視点を重点的に取り入れる形で改定することとしております。そして、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5カ年とし、毎年度PDCAサイクルによる検証を行い、必要に応じて見直しを行うことといたします。

3に記載のとおり、8月以降、庁内会議及び外部有識者で構成するまち・ひと・しごと創生会議のほうで協議をしてまいりました。

裏面をごらんいただきたいと思います。この後の項目ですが、恐れ入ります、現行の第1期総合戦略の検証、人口ビジョン（案）及び第2期の総合戦略（案）については、後ほど御説明申し上げたいと存じます。

「7 第2期総合戦略（案）へのパブリックコメントの実施」につきましては、議会で御協議いただいた後、記載のとおり11月25日から12月25日まで実施したいと存じます。

「8 今後のスケジュール」でございますが、創生会議及び議会で頂戴した御意見とパブリックコメントの結果を踏まえた修正案を第3回の創生会議に諮り、3月定例会前の各常任委員協議会で御協議いただいた後、年度内の3月に完成する予定でございます。

それでは前後いたしますが、「4 第1期の検証結果」及び「6 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」については私から、「5 伊勢市人口ビジョン（案）」につきましては杉原参事のほうから御説明を申し上げます。

まず、第1期の検証結果を御説明申し上げますので、資料5-2伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証総括、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。この資料でございますが、オレンジ色で表示しておりますのが教育民生委員協議会関係分で、黒字は複数の協議会に関連する内容でございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。これは、四つの基本目標に係る評価でございますが、数値目標の達成度合、また具体的施策の達成状況から、A、B、C、この3段階評価を行ったもので、合計特殊出生率が低下をいたしました3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、こちらは「余り進まなかった」のC評価、それ以外は「ある程度進んだ」のB評価とし、全体的な総合評価は右上に記載のとおりB評価といたしました。具体的施策等の詳細内容につきましては2ページ以降に記載しておりますので、恐れ入りますが後ほど御高覧賜りたいと存じます。

続きまして、第2期総合戦略（案）につきましては御説明を申し上げますので、資料の5-4をごらんいただきたいと思います。こちら5-4の資料ですが、この資料につきましても教育民生委員協議会関係はオレンジ色で表示をし、また現行の総合戦略からの変更箇所には黄色の網掛け、マーカーを施してございます。

まず、2ページをごらんいただきたいと思います。2ページ、こちらでは、まち・ひ

と・しごと創生会議、外部有識者の会議のほうからの御意見として、(2)交付金の積極的な活用として、既存事業の見直しによる財源の捻出と交付金を積極的に活用しながら各施策に取り組むこと、この内容を追記し、また伊勢市としての人口減少の捉え方、伊勢の特色を出した計画にすべきとの創生会議の御意見を受けまして、(3)の基本的視点につきましては、この後の人口ビジョン第5章に掲げる人口減少克服に向けた三つの課題を踏まえて、「結婚・出産・子育てを後押しするまち、伊勢」、「地元で働けるまち、伊勢」、そして「暮らしの魅力にあふれ続けるまち、伊勢」と、現行の総合戦略から見直しを行っております。

3 ページの基本目標、こちらにつきましては目標値及び現状値を設定し直しております。

4 ページ以降に施策の基本的方向等を記載しておりまして、教育民生委員協議会関係で新たに追加した項目について御説明をさせていただきます。国の新たな視点とされます女性、高齢者、障がい者、外国人等が共生するまちづくりについては18ページでございますが、18ページにおいて誰もが自分らしく暮らせるまちづくりの推進として新たに施策を追加いたしております。また、検証結果等を踏まえて、教育民生委員協議会関係の重要業績評価指標、K P I、こちらにつきましては3件見直しを行っております。

それぞれの施策の詳細につきましては、恐れ入りますが資料をごらん賜りますようお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

#### ◎浜口和久委員長

情報戦略局参事。

#### ●杉原情報戦略局参事

続きまして、私のほうから人口ビジョンについて御説明いたしますので、資料5-3をお願いいたします。これは平成27年10月に策定した人口ビジョンについて、策定から4年を経過しての時点修正及び現状分析を行い、改訂するものでございます。

資料の3ページ、4ページに改訂の概要を記載しております。

最初に、4ページの(6)の将来展望をごらんください。後ほど詳細は御説明いたしますが、策定から4年間における本市の人口の動向を見ますと、人口ビジョン策定時とほぼ同じ状況が続いていることから、目指すべき将来の方向及びその取り組みによる改善の仮定は変更することなく、引き続き2060年の将来人口9万人を展望することとするものでございます。

恐れ入りますが3ページにお戻りをいただきまして、(1)の自然増減及び社会増減の現状をごらんください。自然増減につきましては策定時と同様に、出生者数がほぼ一貫して減少し、死亡者数のほうが多くなる自然減になっており、自然減の数が年々増加しております。また、社会増減につきましても年により減少幅に差があるものの、策定時と同様に転出超過の社会減が続いております。

次に、(2)の市の産業の現状でございますが、総生産額、一人当たり所得、産業別人口と人の流れ、求人・求職状況につきましても策定時と同様の傾向となっております。

次に、(3)の将来人口の推計の比較でございます。人口ビジョンを策定するに当たりましては、将来人口を推計する必要があることから、国勢調査結果をもとに、国立社会保

障・人口問題研究所、社人研が作成しております推計式を用いて2060年の将来人口を推計しております。平成22年国勢調査結果による平成25年基準推計によりますと、2060年の将来人口は6万6,000人でしたが、平成27年国勢調査結果による平成30年基準推計では8万4,000人となっております。この結果だけを見ますと、本市の人口減少の流れは鈍化していることとなりますが、推計式の設定が次の(4)に示す本市の現状とは異なる数値を用いていることによるものでございます。具体的には合計特殊出生率につきましては、仮定が1.44に変更されておりますが、現状は(4)に記載しておりますとおり1.34でございます。また人口移動の仮定、これは社会増減に当たるものですが、転入超過傾向に変更されておりますが、現状は転出超過の社会減が続いております。

続きまして4ページをお願いいたします。(5)の将来人口の推計と伊勢市の現状の比較につきましては、先ほど御説明しましたことを整理しております。以上のことから、今回の改訂におきましても、将来人口の展望に当たりましては引き続き平成25年基準推計を使用することとしております。なお、第2章以降におきましては時点修正や現状分析の追記をしておりますので後ほど御高覧をいただきますようお願いいたします。

以上、人口ビジョンについて御説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【おおぞら児童園の移転整備について】

◎浜口和久委員長

続いて、報告案件に入ります。

「おおぞら児童園の移転整備について」、当局から報告をお願いいたします。

こども発達支援室長。

●岩佐こども発達支援室長

「おおぞら児童園の移転整備について」、御説明申し上げます。資料6-1をごらんください。おおぞら児童園の建設につきましては、平成30年1月16日及び平成30年11月20日の教育民生委員協議会において、障がい福祉施設の再編についてとしまして御説明をさせていただいたところでございますが、このたび設計業務を進めてまいりましたので、建設の概要等につきまして御説明をさせていただきます。

建設の概要につきましては、建物床面積が773平米で、詳細は資料6-2を御参照ください。いせトピア第2駐車場南側敷地の西側部分に建設し、集団療育を行います療育室と遊戯室、また個別での言語訓練や作業療法等の訓練室、相談室や児童発達支援センターとして会議や研修を実施します会議室を確保しております。

資料6-1にお戻りください。建設工事費につきましては建築、電気、機械工事で約3

億円となっております。また施設の建設に伴いまして、隣接する敷地につきましては公園として再整備を図っていきたいと考えております。

今後の予定でございますが、12月議会において建設工事費等の前金分を、3月議会において残金分の予算を計上させていただきたいと考えております。建設工事は令和2年4月から約8カ月間を予定しております。また、伊勢市こども発達支援施設条例等の改正もあわせて進めていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いをいたします。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

報告案件ということですので、地域での説明会のほうを実施されたと伺っております。そのときに出た意見など集約できていましたら、よろしければ御教授いただけたらと思っております。

◎浜口和久委員長

こども発達支援室長。

●岩佐こども発達支援室長

平成31年2月8日から先月10月25日まで7回の地元の説明会を開催いたしました。意見としましては、おおぞらの建設そのものには賛成するけれども、この公園の敷地には建ててほしくない。公園をそのまま残してほしいというような意見も多くありました。前回の10月の説明会で一旦建設に関する説明会は終了とさせていただきまして、今後は団地の住民含めまして、黒瀬町の住民の方々と公園の整備についての打ち合わせ、会議を行っていくというふうになっております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

公園の整備についてということがありましたので、建物ができるということで交通安全での配慮が一番必要になってくるかなと思っております。もしもの話なんですけれども、公園を整備する際に、いせトピア自体が避難所になったりとかということも伺っておりますので、そのときに駐車場が利用、車をとめることができるかとなれば、避難者の駐車場にもなり得るかと思っておりますので、その辺も踏まえて整備に対して何かしら御検討いただけたらと思っております。以上です。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定について】

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定について」当局から報告をお願いいたします。

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

では資料7についてなんですが、まず、説明に入ります前に、表題の訂正をお願いしたいと思います。表題には「伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の選定に係る経過について」とございますが、「指定管理者の指定について」ということで訂正させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。まことに申しわけございませんでした。

それでは、説明させていただきます。資料7を御高覧願ひします。障がい児の日中一時支援を実施しておりますフレンズにつきましても、2月の教育民生委員協議会におきまして、ハートプラザみその1階の集団検診室に移動して、新たに「伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズ」として整備いたしたい旨申し上げ、今後の予定等を報告させていただいたところでございます。12月市議会に指定管理者の指定について議案の提出をさせていただきますことから、その経過について御報告をさせていただくものでございます。7月5日に5名の皆様による第1回選定委員会を開催させていただき、選考基準等を策定いただきました。その後、9月11日まで事業者の公募を行い、9月28日には第2回選定委員会において公開プレゼンテーション及び審査を行いました。その結果、指定候補者として伊勢市常磐二丁目10番12号の認定特定非営利活動法人ときわ会藍ちゃんの家様を選定させていただきました。指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までといたします。

以上、伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定について御報告させていただきます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について】

### ◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について」、当局から報告をお願いします。  
小俣総合支所生活福祉課副参事。

### ●山神小俣総合支所生活福祉課副参事

それでは、「伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について」御説明いたします。資料8をごらんください。離宮の湯の指定管理につきましては、今年度令和2年3月31日をもって指定期間満了を迎えるため、公募により候補者の選定を行ったものでございます。

「1 対象施設」につきましては、小俣総合支所隣の入浴施設でございます。「2 指定候補者」でございますが、イオンディライト株式会社東海支社三重支店が候補者として選定され、「3 指定期間」は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年となります。続きまして、「4 公募状況」でございますが、ごらんのイオンディライト株式会社1社から申請があり、伊勢市離宮の湯の指定管理者選定委員会で御意見を伺いながら候補者を選定してまいりました。「5 選定委員」につきましては記載のとおりでございますが、三重県生活衛生営業指導センター所属の古路石富也様を委員長に、また東海税理士会伊勢支部所属の鴻原常浩様を副委員長とし、計5名の方々に選定をお願いいたしました。

次に、裏面をお願いいたします。「6 選定経過」といたしましては、6月14日から募集要項の配布を開始し、7月3日から7月31日まで申請の受け付けを行ったところ、1社の応募がございました。審査に当たりましては、9月4日書類審査及び公開プレゼンテーションを実施し、候補者を選定してまいりました。来月の市議会12月定例会には指定管理者指定の議案を提出させていただく予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で「伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について」の御報告とさせていただきます。

### ◎浜口和久委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【学校水泳民間プール施設活用事業について】

### ◎浜口和久委員長

次に、「学校水泳民間プール施設活用事業について」、当局から報告をお願いします。  
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

それでは、「学校水泳民間プール施設活用事業」につきまして、御報告申し上げます。資料9をごらんください。今年度、学校水泳における民間プール施設等の効果的な活用を研究することを目的として本事業を実施させていただきました。

資料1枚目の裏面をごらんください。9月議会には、教職員と児童への事後アンケートの結果を報告させていただきました。今回は保護者アンケート結果を加え、成果と課題としてまとめてございます。児童のアンケートから泳力及び水泳への興味、関心も高まっていることがわかります。保護者のアンケートを見ますと、今後も続けてほしいという意見も多く、当初の目的の一つである安定した学校水泳の実施も達成することができたと考えております。これらを受け効果的な活用として、今後は経済的な学校施設の運営と持続可能な水泳の授業実施についての研究を進めてまいりたいと考えております。そこで、資料の2枚目、4番の項に今後についての検証の方向性をお示しいたしました。検証の方向性として、経済的な運営という観点に着目し、統合、移転を予定している学校を民間プール施設、活用していきたいと考えております。令和4年度までを検証の第1ステージとして、市内にある3つの施設全てでの受け入れと水泳実施時期延長の検証を進めます。その間に伊勢市立小学校プールのあり方に関する検討委員会を立ち上げ、伊勢市の方向性について答申をいただき、他県、他市町の取り組みも参考にしながら検証を続けていきたいと考えております。

以上、学校水泳民間プール活用事業について報告申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。  
楠木委員。

○楠木宏彦委員

この件については午前中に随分議論をされたんですけれども、それで子供たちの反応、あるいは今の状況、随分積極的になってきている、泳げるようになってきているなどというのはよくわかったんですけれども、先生方の業務改善ということも一つの目標にあったと思うんです、この事業の中に。その点についての効果については、どのように見ていただいていますか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

複数での指導や見守りに当たることから、水泳指導中の安全管理の面での教員の精神的な負担はかなり軽減できていることと考えております。また水質の維持や施設の管理という点では、業務改善につながっているとも考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

ありがとうございます。随分先生方にとっても非常にいいような状況になっているんだと思いますけれども、この水泳とか、それから走ることだとか、こういうのは私自身も学校へ行ってたころとにかく走ってタイムをとる、泳ぐのも泳いでみるということで記録をはかるというようなことしかやっていないような状況があって、その辺やはり専門家が指導しますと、走ることについても100メートル1秒近く縮めることもできたりというふうな、そんな実践報告もありますけれども、水泳についてもやっぱりそういう面は大きいと思うんですね。だから、そういう面で専門家に指導していただくということと同時に、やはりクラスの中で子供たちを日常的に見ている担任の先生も一緒にそこでかかわっていただくと非常に有効なことだと思いますので、これは非常にこれからさらに拡大していくということですが、どうぞよろしく願いいたします。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

二つほどお聞かせください。一つ目は先ほど御説明の中で期間の延長という話が、水泳の授業の実施期間の延長の話があったんですけれども、この事業が始まる前に、できれば夏休みに入ると水難の事故が起きるから、それより前に全部授業を完了したほうがいいんじゃないかという話も議論の中で言わせてもらったと思うんですけれども、それが実際やってみてどうだったかということも含めて、先ほどの報告かなと思うんですけれども、そのあたり考え方の整合性も含めて、この半年間の議論というか、結果というか、そのあたりもしあれば教えてください。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

委員仰せのとおり、着衣水泳については実施を必ずするという事で、業者のほうにも申し入れております。そして、例えば9月、10月に学校水泳を実施する学校であったとしても、夏休み期間中の前に着衣水泳の時間を設けるという形で考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。



○野崎隆太委員

わかりました。一つがですね、このアンケートとかをとっているときに、実際、泳力への水泳の意欲、関心とかを高める、結果としてですけれども、それが例えば10月にアンケートをとったときに、それを発揮する場所があるのかないのかというということで、アンケートの結果が変わってくるというのも、これは本当に直感的にですけれども、考えられますので、実際子供たちがこれで学んだことをどこで発揮したいかということも、やっぱり視点には置きながらこれからも検証を進めていただければなと思っております。

もう一点が、午前中の議論でも少し新設校の扱いについてありましたけれども、事業の検証が令和3年度、4年度と続いていくというような形で報告がきょうあったわけですが、新設校から順番に、もしくは統合、移転を予定している学校から順番に対象にしていくということは、基本的にはその事業の検証が終わるまでは、たとえ新設校であってもプール建設に関しては一度計画そのものを凍結するというか、検証結果が出るまでストップするというような理解でよろしいのでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校教育課長。

●西岡学校教育課長

今後、新設を予定しております学校の建設につきましても、本事業の検証結果を待って進めてまいりたいと考えております。以上です。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

事業の検証結果というのは先ほど言ったとおり、第1期が令和4年度、その後どこまで見るかは別として、一番下は三角とか丸になっているので、少なくとも令和4年度までは、恐らく新設、統合の対象でもプールは設計からは外されるという認識で理解をさせていただきました。結構です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

どうも長時間御苦労さまでした。

閉会 午後3時40分